

熊本県公報

第 1 1 4 7 0 号
平成 18 年 10 月 20 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部改正……………(商工政策課)	1
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問リハビリテーション)……………(高齢者支援総室)	1
○"……………(介護予防訪問リハビリテーション)……………(")	2
○漁船保険義務加入の同意の承認(苓北町加入区)……………(団体支援総室)	2
○道路の供用開始……………(道路保全課)	2
○"……………(")	2
○"……………(")	3
○"……………(")	3
○"……………(")	3
○"……………(")	3
○"……………(")	3
○字の区域の変更……………(市町村総室)	4
公 告	
○道路の位置指定……………(建築課)	4
○特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請(")	5
○県営土地改良事業計画変更……………(農村計画・技術管理課)	5
○県営土地改良事業の工事完了……………(")	6
○土地改良区役員の退任及び就任……………(")	6
○換地処分……………(農村整備課)	6
○"……………(")	6
○熊本県農業農村整備事業情報システム再構築に伴う設計業務に係る提案資料等の募集……………(農村計画・技術管理課)	7
登 載 依 頼	
○平成 18 年度鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………(医療政策総室)	8

告 示

熊本県告示第 1066 号

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱
熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱(平成 12 年熊本県告示第 477 号)の一部を次のように改正する。

別表中、「道路総務課」を「道路保全課」に改める。

附 則

この要綱は平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

熊本県告示第 1067 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあいクリニック 熊本県荒尾市川登 1761 番地 24	医療法人社団荒尾クリニック	平成 18 年 10 月 2 日

熊本県告示第 1068 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあいクリニック 熊本県荒尾市川登 1761 番地 24	医療法人社団荒尾クリニック	平成 18 年 10 月 2 日

熊本県告示第 1069 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 10 月 21 日熊本県告示第 812 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 10 月 20 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

苓北町加入区

熊本県告示第 1070 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387 号	菊池市重味字小迫 590 番 5 地先から 同市重味字牧原 584 番 1 地先まで	300	道路改良

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 20 日

熊本県告示第 1071 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦 3408 番 2 地先から 同 所 3334 番 14 地先まで	75.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 20 日

熊本県告示第 1072 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日一丁目 766 番 5・766 番 7 合併 1 の 2 地先から 同市細工町五丁目 20 番 5 地先まで	320	街路改良

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 25 日

熊本県告示第 1073 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	265 号	上益城郡山都町菅尾字南園 152 番 1 地先から 同町菅尾字川地谷 528 番 1 地先まで	103.0	交安一種

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 27 日

熊本県告示第 1074 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和高森線	上益城郡山都町菅尾字南園 同 所 149 番 1 地先から 149 番 1 地先まで	14.9	交安一種

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 27 日

熊本県告示第 1075 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	辛川鹿本線	山鹿市鹿本町中川字錦田 918 番 1 地先から 同町中川字本山 1130 番 7 地先まで	291.4	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 31 日

熊本県告示第 1076 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨、御船町長から届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、告示する。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区域	変更後の大字	変更後の字
上野	塔ノ本	2817 の 2、2818、2819、2820 の 1、2820 の 2、2821 から 2823 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	上野	十足
上野	大塚	2945、2948 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	上野	十足
上野	中迫	3263 の一部、3264 の 1、3265 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	上野	十足
上野	滝岬	3172 の 1、3172 の 2、3174 の 4、3212 の 1、3216、 ³²¹⁷ / ₃₂₂₄ の 1、 ³²¹⁷ / ₃₂₂₄ の 2、3222、3223 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	上野	西ノ山
上野	十足	3225 の 1 の一部、3225 の 2、3226 の一部、3227 の一部、3239 の一部、3248 の一部、3249 の一部、3250 の 1 の一部、3250 の 2、3251 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	上野	西ノ山
上野	十足	3258 の一部、3259 の一部、3260 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	上野	中迫
上野	中迫	3329、3330 に隣接する道路である公有地の全部	上野	西ノ山

公 告

熊本県公告第 763 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 築造者の住所 熊本市南熊本三丁目 11 番 5 号

- 2 築造者の氏名 有限会社ユーナン開発
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字東迫尻 555 番 6 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.50 メートル
- 5 道路の延長 34.95 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 10 月 4 日
- 7 指定番号 菊池景建第 35 号

熊本県公告第 764 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 9 月 26 日
- 2 名称
特定非営利活動法人グリーンライフあまくさ
- 3 代表者の氏名
西山 忠彦
- 4 主たる事務所の所在地
天草市浄南町 2 番 25 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、官・産・学・民の連携・協働によるマルチセクター型地域経営体を構築し、命の賑わいに満ちた循環持続型のライフスタイルーグリーンライフーを実現するための新しいコミュニティー《天草グリーンライフ・コミュニティー》を形成して、これを天草各地区に普及してゆくことにより、交流人口や二地域居住人口および定住人口拡大を図り、また一次産業と観光産業の融合による新しい複合産業の創出を図り、もって『日本の宝島“天草”の創造』の一翼を担うことを目的とする。

熊本県公告第 765 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 9 月 26 日
- 2 名称
特定非営利活動法人 NPO まい
- 3 代表者の氏名
松本 一喜
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市馬渡一丁目 5 番 7 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、民間非営利組織の活動基盤の強化及び企業・政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図る。また、市民に対して、QOL の向上を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた調査、意識啓発、介護福祉に係る情報提供、成年後見受託、医療・介護・福祉サービス等の第三者評価事業及び人材育成事業を行い、不特定多数のもの利益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 766 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営楠浦地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営楠浦地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 10 月 23 日から平成 18 年 11 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 767 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	福原（山鹿市）	平成 17 年 10 月 7 日	平成 18 年 3 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 768 号

八代市八代市平山土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中 村 武 人	八代市敷川内町 780 番地
"	山 田 渡	八代市平山新町 5807 番地
"	松 下 文 雄	八代市敷川内町 1836 番地
"	吉 崎 ヨシエ	八代市敷川内町 1257 番地
"	山 田 岩 男	八代市敷川内町 1968 番地
"	田 中 正 美	八代市揚町 261 番地
"	松 本 武 義	八代市揚町 204 番地
"	田 畑 博	八代市本野町 890 番地
監事	春 田 節 夫	八代市敷川内町 1373 番地
"	石 山 豊 一	八代市平山新町 5808 番地 1
"	山 村 伸 一	八代市揚町 642 番地 1
就任		
理事	米 本 三千雄	八代市本野町 88 番地 3
"	本 田 繁 幸	八代市平山新町 5742 番地
"	西 嶋 廣 行	八代市敷川内町 961 番地 1
"	永 溝 又 雄	八代市敷川内町 764 番地
"	中 村 勇	八代市敷川内町 1981 番地
"	湯 野 幸 男	八代市平山新町 5094 番地 104
"	山 村 励	八代市平山新町 5659 番地 2
"	内 田 一 男	八代市平山新町 5597 番地 1
"	田 畑 厚	八代市本野町 890 番地
監事	山 本 祐 治	八代市敷川内町 1395 番地
"	松 村 弘 行	八代市揚町 437 番地
"	平 野 清一郎	八代市揚町 260 番地

熊本県公告第 769 号

県営苓北地区（小松 1 工区）土地改良事業施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 770 号

県営苓北地区（鶴工区）土地改良事業施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 771 号

農業農村整備事業のコスト縮減、事務の効率化を推進するために必要となる農業農村整備事業情報システムの再構築のための設計業務を予定しているため、当該業務に係る提案資料等を募集する。

平成 18 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 委託業務概要**(1) 名称**

熊本県農業農村整備事業情報システム再構築に伴う設計業務

(2) 概要

熊本県農業農村整備事業情報システムの再構築のための設計業務を委託する。

(3) 提案資料等の内容

提案資料等に記載する内容については、「熊本県農業農村整備事業情報システム再構築に伴う設計業務企画提案実施要領」において明示する。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から平成 19 年 3 月 26 日まで

2 提案に参加できる者

入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として業務委託等（17）情報処理業務（①情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で、本提案に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 行政、法人、企業のいずれかにおいて、当該システムと同種又は同等のシステムに係る設計又は開発業務実績を有すること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 5 の（1）の時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出（入札参加資格を得るための申請方法）

本競争入札に参加を希望する者で、2 の（1）の資格がない者は、次のとおり要綱に定める入札参加資格申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ提出すること。

(1) 受付期間

平成 18 年 10 月 20 日（金）から平成 18 年 10 月 27 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間終了後も 5 の（1）に定める期限まで受け付けるが、この場合には資格審査が受付期間内に間に合わないことがある。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6349・6350

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 提案参加資格確認書の提出

本提案に参加を希望する者は、次により提案参加資格確認書を提出し、参加資格の有無について確認をうけなければならない。

(1) 提出期間

平成 18 年 10 月 20 日（金）から平成 18 年 10 月 30 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 受付場所

5 の（2）に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 提案参加資格確認結果の通知

提案参加資格確認結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 提案資料の提出期限

(1) 受付期限 平成 18 年 11 月 10 日（金）午後 5 時（郵送による場合は必着のこと。）

(2) 受付場所

熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室（熊本県庁行政棟本館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話番号 096-383-1111 内線 5461・5462
- 6 説明書の交付
この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県農業農村整備事業情報システム再構築に伴う設計業務企画提案実施要領」を交付する。
- (1) 交付期限
平成18年11月9日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 交付場所
5の(2)に記載のとおり
- 7 この業務委託の詳細は、「熊本県農業農村整備事業情報システム再構築に伴う設計業務仕様書」による。
- 8 その他
この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選定のうえ、業務委託するものとする。

登載依頼

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年10月20日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会
(鹿本地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時
平成18年10月31日(火)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県山鹿市山鹿465-2
熊本県山鹿保健所会議室
- 3 議題
(1) 管内における救急医療体制について
ア 救急告示医療機関の更新審査について
(2) 管内における健康危機管理について
ア 新型インフルエンザ対策について
(3) その他報告事項等
- 4 非開示事項
上記議題のうち、(1)のア「救急告示医療機関の更新審査について」
理由
医療法人等又は医業を営む個人に関する情報であって、公にすることによって当該医療法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 7 問い合わせ
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務企画課)
(電話 0968-44-4121)